

献血

7月の献血

●7月25日(土)

・スーパースタジオパーク有田川
店 10時～12時・13時～16時30分

問 健康推進課(金屋庁舎)

医療

医療費通知のお知らせ時期

医療費通知は、国民健康保険の世帯主宛てに年6回、後期高齢者医療被保険者宛てに年3回、郵便はがきでお知らせしています。今年度の発送時期・対象となる診療月については表のとおりです。

診療月	お知らせ時期(予定)	
	後期(年3回)	国保(年6回)
1月	(5月下旬発送)	5月上旬
2月	9月下旬	6月下旬
3月		6月下旬
4月		6月下旬
5月	翌1月下旬	8月下旬
6月		8月下旬
7月		8月下旬
8月	翌5月下旬 (1月診療分含む)	10月下旬
9月		10月下旬
10月		10月下旬
11月	翌2月下旬	12月下旬
12月		12月下旬

※国民健康保険の医療費通知は再発行ができません。

※医療費通知は、税申告の際の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の代わりとして使用することができます。

●医療費控除に関すること

医療費控除の対象となる支出で、通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。この場合、医療費領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

また、通知に記載されている自己負担相当額(患者負担額)と、実際にご自身が負担された額が異なる場合があります。こうした場合には、自己負担相当額(患者負担額)欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引くなど、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

問【国民健康保険】住民課(吉備庁舎)

【後期高齢者医療制度】和歌山県
後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688

老人医療費受給者証の更新手続き

満67歳以上70歳未満の方で、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要です。

なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付します。保険証と印鑑などをお持ちになり、手続きにお越しくください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があるのでご注意下さい。

受給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

●受給要件

- ①世帯全員の住民税が非課税であること。
- ②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること(遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む)。
1人 100万円
2人 140万円
3人 180万円

※以後1人増えるごとに40万円加算
③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。

④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産(田畑山林など直

ちに処分が難しいものは除く)を有していないこと。
⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

問 住民課(吉備庁舎)

重度心身障害児(者)医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は7月31日(金)で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡しするので、更新手続きにお越しくください。なお、該当者には事前に案内と申請用紙を送付します。

●更新手続きに必要なもの

- ・申請書
- ・加入している健康保険証
- ・現在お持ちの受給者証
- ・印鑑
- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・障害の程度が確認できるもの(身体障害者手帳など)

問 住民課(吉備庁舎)